

環境影響評価に関する条例施行規則

平成 9 年 8 月 26 日 兵庫県規則第 68 号
改正 平成 10 年 1 月 9 日 兵庫県規則第 2 号
改正 平成 12 年 3 月 31 日 兵庫県規則第 56 号
改正 平成 15 年 3 月 28 日 兵庫県規則第 12 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日 兵庫県規則第 19 号
改正 平成 16 年 6 月 30 日 兵庫県規則第 60 号
改正 平成 17 年 9 月 30 日 兵庫県規則第 71 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 兵庫県規則第 23 号
改正 平成 19 年 11 月 27 日 兵庫県規則第 73 号
改正 平成 20 年 8 月 22 日 兵庫県規則第 58 号
改正 平成 23 年 3 月 31 日 兵庫県規則第 21 号
改正 平成 25 年 9 月 30 日 兵庫県規則第 39 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 環境影響評価に関する手続

第 1 節 早期段階環境配慮書に関する手続（第 4 条の 2－第 4 条の 5）

第 2 節 環境影響評価概要書に関する手続（第 5 条－第 7 条）

第 3 節 環境影響評価準備書に関する手続（第 8 条－第 21 条）

第 4 節 環境影響評価書に関する手続（第 22 条・第 23 条）

第 5 節 記載事項の内容の変更等に関する手続（第 24 条－第 26 条）

第 6 節 対象事業等の実施に関する手続（第 27 条・第 28 条）

第 7 節 手続に関する特例（第 29 条－第 33 条）

第 3 章 雑則（第 34 条－第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める開発整備事業は、別表第 1 の左欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる開発整備事業とする。

2 条例別表第 1 14 に規定する規則で定める開発整備事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道又は軌道の建設
- (2) 土石の採取又は鉱物の採掘
- (3) 複合開発整備事業

(特別地域対象事業)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める開発整備事業は、別表第2の左欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる開発整備事業とする。

(特別地域)

第4条 条例別表第2 12に規定する規則で定める地域は、緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。)とする。

第2章 環境影響評価に関する手続

第1節 早期段階環境配慮書に関する手続

(配慮書の作成等)

第4条の2 条例第7条の2第1項の規定による配慮書等の作成は、知事が定める早期段階環境配慮書等作成基準に基づき行わなければならない。

2 条例第7条の2第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業等を実施するにつき必要な法令等の規定による許認可等の種類
- (2) 特別地域の分布状況
- (3) 調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 兵庫県公報又は県の広報紙への掲載
- (3) 想定地域の市町の協力が得られた場合にあつては、当該想定地域の市町の公報又は広報紙への掲載
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

4 条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業等の名称
- (3) 配慮書等の縦覧場所及び縦覧期間
- (4) 条例第7条の6に規定する意見書の送付期間及び送付先

5 条例第7条の2第2項の規定により配慮書等を公衆の縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り想定地域の市町の住民の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎
- (3) 想定地域の市町の協力が得られた場合にあつては、当該想定地域の市町の庁舎
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

- 6 条例第7条の2第2項（条例第8条第2項、第14条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表をインターネットの利用により行う場合は、事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。
- 7 条例第7条の2第3項（条例第8条第2項、第14条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、あらかじめ、公告等方法届（様式第1号）によって行わなければならない。

（配慮書等の提出）

第4条の3 条例第7条の3の規定による配慮書等の提出は、提出書（様式第2号）によって行わなければならない。

（配慮書に係る知事意見書の作成）

第4条の4 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める事項は、概要書等の作成又は対象事業等の計画の策定を行うに当たって留意すべき事項とする。

（配慮書に係る意見の公表）

第4条の5 条例第7条の7の規定による公表は、条例第7条の4から第7条の6までの規定による意見書の送付を受けた後速やかに、第4条の2第5項各号に掲げる場所のうちから、できる限り想定地域の市町の住民の参集の便を考慮して定めた場所において行うとともに、インターネットの利用により行うものとする。

- 2 第4条の2第6項の規定は、前項の規定によるインターネットの利用による公表について準用する。
- 3 条例第7条の7の規定による公表は、当該公表の日から起算して30日間行うものとする。

第2節 環境影響評価概要書に関する手続

（概要書の作成等）

第5条 条例第8条第1項の規定による概要書等の作成は、知事が定める環境影響評価概要書等作成基準に基づき行わなければならない。

- 2 条例第8条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第4条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 第4条の2第3項の規定は、条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第4条の2第3項第3号中「想定地域の市町」とあるのは、「地元市町」と読み替えるものとする。
- 4 条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第4条の2第4項第1号及び第2号に掲げる事項

- (2) 概要書等の縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 第1次住民意見書の提出期間及び提出先
- 5 第4条の2第5項の規定は、条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定により縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「地元市町」と読み替えるものとする。

(概要書等の提出)

第6条 条例第9条第1項の規定による概要書等の提出は、提出書（様式第2号）によって行わなければならない。

(説明会の開催等)

第6条の2 条例第9条の2第1項の規定による説明会の開催は、概要書等の縦覧期間内に、地元市町の区域内において行わなければならない。

- 2 条例第9条の2第1項に規定する措置は、概要書等の縦覧期間内に、地元市町の区域内において、印刷物の配布、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により講じなければならない。
- 3 条例第9条の2第2項の規定による届出は、あらかじめ、説明会開催等実施届（様式第3号）によって行わなければならない。
- 4 条例第9条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 説明会の会場の収容人員
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 5 条例第9条の2第3項の規定による公告は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、地元市町の区域内において、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行わなければならない。
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (2) 印刷物の配布又は回覧
 - (3) 公共の場所の掲示板への掲示
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 6 条例第9条の2第5項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した説明会開催等実施状況報告書（様式第4号）によって行わなければならない。
 - (1) 説明会の開催の日時及び場所
 - (2) 説明会に参加した者の数
 - (3) 説明会の経過及び概要
 - (4) 説明会で配布した書類及び図面の種類
 - (5) 説明会の開催の公告の方法
 - (6) 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るために講じた措置の内容
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 7 前項の説明会開催等実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 説明会の会議録
 - (2) 説明会で配布した書類及び図面
 - (3) 説明会の開催の公告をした事実を証する書類

(4) 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るための措置を講じた場合は、その事実を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(第1次審査意見書の作成)

第7条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、調査等を行うに当たって留意すべき事項とする。

第3節 環境影響評価準備書に関する手続

(準備書の作成等)

第8条 条例第14条第1項の規定による準備書等の作成は、知事が定める環境影響評価準備書等作成基準に基づき行わなければならない。

2 条例第14条第1項第10号に規定する規則で定める事項は、第4条の2第2項各号に掲げる事項とする。

3 第4条の2第3項の規定は、条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第4条の2第3項第3号中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

4 条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第4条の2第4項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 準備書等の縦覧場所及び縦覧期間

(3) 第2次住民意見書の提出期間及び提出先

5 第4条の2第5項の規定は、条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定により縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

(準備書等の提出)

第9条 条例第15条第1項の規定による準備書等の提出は、提出書(様式第2号)によって行わなければならない。

2 前項に規定する準備書等の提出(条例第24条第3項本文の規定により条例第14条第1項の規定の例により行うものを除く。)は、別表第3の左欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為(2以上の行為がある場合にあつては、最初に行われるもの)の前に行わなければならない。ただし、当該右欄に掲げる行為が行われない場合にあつては、この限りでない。

(説明会の開催等)

第10条 第6条の2の規定は、条例第16条において準用する条例第9条の2の規定による説明会の開催等について準用する。この場合において、第6条の2第1項、第2項及び第5項中「地元市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催の公告)

第 11 条 条例第 18 条第 2 項の規定による公告は、公聴会の開催を予定する日の 21 日前までに、兵庫県公報に登載して行うものとする。

2 条例第 18 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、公聴会において意見を聴こうとする案件とする。

(公聴会における意見の陳述の申出)

第 12 条 公聴会に出席して意見の陳述をしようとする者は、公聴会の開催を予定する日の 12 日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により、知事に申し出なければならない。

(1) 申出者の住所、氏名、年齢及び職業

(2) 意見の要旨及びその理由

2 前項の規定により意見の陳述を申し出ることができる者は、関係市町の区域内において住所を有する者及び利害関係人とする。

(公聴会における意見の陳述及びその制限)

第 13 条 前条第 1 項の規定により意見の陳述を申し出た者は、公聴会において意見を陳述することができる。ただし、知事が、書面に記載された意見の内容が当該案件に関係がないと認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項本文の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公聴会において意見を陳述することができる者（以下「公述人」という。）の数を制限し、又は意見を陳述する時間を制限することができる。

(1) 同趣旨の意見を有する者が多数あるとき。

(2) その他知事が公聴会の円滑な運営を阻害するおそれがあると認めるとき。

(公聴会における意見の陳述の申出者に対する通知)

第 14 条 知事は、第 12 条第 1 項の規定により意見の陳述を申し出た者が同条第 2 項の要件に該当しない者であるとき、又は前条第 1 項ただし書の規定に該当する者であるときは、その者に対し、公聴会の開催を予定する日の 5 日前までに、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前条第 2 項の規定により公述人の数又は意見を陳述する時間を制限したときは、その制限を受けた者に対し、公聴会の開催を予定する日の 5 日前までに、その旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第 15 条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

(公聴会における発言)

第 16 条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

3 公述人が第 13 条第 2 項の規定により制限された時間を著しく超えて意見を陳述したとき、前項に規定する範囲を超えて発言したとき、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会の会場の秩序の維持)

第 17 条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(公聴会における代理人による意見の陳述等の禁止)

第 18 条 公述人は、原則として、代理人に意見を陳述させ、又は陳述に代えて意見書を提出することができない。

(公聴会の入場の制限)

第 19 条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(公聴会の記録書の作成)

第 20 条 記録書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 出席した公述人の氏名及び住所
- (3) 公述人が陳述した意見の要旨又は全文
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する重要な事項

(第 2 次審査意見書の作成)

第 21 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業等の実施に当たって留意すべき事項
- (2) 事後監視調査の項目、方法、範囲及び期間

第 4 節 環境影響評価書に関する手続

(評価書の作成等)

第 22 条 条例第 21 条第 1 項の規定による評価書等の作成は、知事が定める環境影響評価書等作成基準に基づき行わなければならない。

- 2 条例第 21 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、第 4 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項とする。
- 3 第 4 条の 2 第 3 項の規定は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による公告について準用する。この場合において、第 4 条の 2 第 3 項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。
- 4 条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第 4 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - (2) 評価書等の縦覧場所及び縦覧期間
- 5 第 4 条の 2 第 5 項の規定は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 7 条の 2 第 3 項の規定に

より縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

(評価書等の提出)

第23条 条例第22条第1項の規定による評価書等の提出は、提出書(様式第2号)によって行わなければならない。

第5節 記載事項の内容の変更等に関する手続

(氏名の変更の届出等)

第24条 条例第24条第1項(条例第31条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、氏名等変更届(様式第6号)によって行わなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、対象事業等変更届(様式第7号)によって行わなければならない。

3 条例第24条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、対象事業等の名称又は目的の変更とする。

(事業者の変更の届出)

第25条 条例第25条第1項(条例第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、事業者変更届(様式第8号)によって行わなければならない。

(対象事業等の廃止等の届出)

第26条 条例第26条第1項(条例第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した対象事業等廃止(中止)届(様式第9号)によって行わなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 廃止又は中止の年月日
- (3) 廃止又は中止の理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第6節 対象事業等の実施に関する手続

(対象事業等の工事着手の届出等)

第27条 条例第29条第1項の規定による届出は、工事着手届(様式第10号)によって行わなければならない。

2 条例第29条第2項の規定による届出は、工事完了届(様式第11号)によって行わなければならない。

(事後監視調査の結果の報告等)

第28条 条例第30条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した事後監視調査結果報告書(様式第12号)によって行わなければならない。

- (1) 対象事業等の工事の進行状況
 - (2) 事後監視調査の期間
 - (3) 事後監視調査の内容
 - (4) 事後監視調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (5) 環境の保全と創造のために講じた措置の概要
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 第4条の5の規定は、条例第30条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第4条の5第1項中「条例第7条の4から第7条の6までの規定による意見書の送付を受けた後」とあるのは「条例第30条第2項の規定による報告を行った後」と、「想定地域の市町」とあるのは「関係市町」と読み替えるものとする。
- 3 条例第30条第5項の規定による届出は、事後監視調査結果報告書公表方法届（様式第12号の2）によって行わなければならない。

第7節 手続に関する特例

（特例の適用を受ける特別地域対象事業の規模）

第29条 条例第33条に規定する規則で定める規模は、25ヘクタール（別表第2 4の項から8の項まで及び11の項に掲げる開発整備事業のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2第1項の規定により都市計画に定められた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において計画的に市街地として整備される見通しがある区域として定められた市街化調整区域内の区域（以下「特定市街化調整区域」という。）を含む地域で実施するものを実施する場合にあっては、25ヘクタールに当該開発整備事業を実施しようとする地域に含まれる特定市街化調整区域の面積を加えた面積）とする。ただし、知事が特別地域対象事業の内容から見てこれらの面積によることが適当でないと認めるときは、知事が別に定める方法により算定した面積とする。

（都市計画法の適用を受ける対象事業等に係る環境影響評価に関する手続）

第30条 条例第34条第1項に規定する環境影響評価に関する手続については、条例第3章の規定によるほか、次条及び第32条の定めるところによる。

（手続を行う者に関する特例）

第31条 対象事業等が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業等又は対象事業等に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業等（以下「都市計画対象事業等」という。）に係る条例第3章第1節から第4節までの規定による手続は、知事が適当でないと認める場合を除き、これらの都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が、事業者に代わる者として行うものとする。この場合において、当該都市計画決定権者は、知事に環境影響評価手続実施届（様式第13号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出があった場合において、既に事業者が同項に規定する手続を開始しているときは、当該事業者が行った手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなす。

(準備書の提出時期に関する特例)

第 32 条 都市計画対象事業等に係る準備書の提出は、第 9 条第 2 項本文の規定にかかわらず、都市計画法第 17 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定による当該都市計画対象事業等に係る都市計画の案の縦覧の前に行わなければならない。

(適用除外)

第 33 条 条例第 34 条第 5 項に規定する規則で定める市町の条例は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 29 号）とする。

2 知事は、市町の条例が次に掲げる要件を満たす場合に限り、条例第 34 条第 5 項の規定により、当該市町の条例を環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定めることができる。

- (1) 対象事業等に相当する内容の事業を環境影響評価の対象とするものであること。
- (2) 市長又は町長が、環境影響評価指針に相当する指針を定める旨規定していること。
- (3) 事業者が、配慮書、概要書、準備書及び評価書に相当する図書の作成及び提出をしなければならない旨規定していること。
- (4) 配慮書に相当する図書について意見を有する者が事業者又は市長若しくは町長に、概要書及び準備書に相当する図書について意見を有する者が市長又は町長に意見書を提出することができる旨規定しており、かつ、当該意見書を提出することができる者を当該市町に住所を有する者に限る旨規定していないこと。
- (5) 事業者が、事後監視調査に相当する手続を行わなければならない旨規定していること。
- (6) 市長又は町長が、環境影響評価の対象となる事業の実施又はその実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域に当該市町の区域に属しない地域が含まれている場合において、当該地域における環境影響評価に関して知事と協議する旨規定していること。
- (7) 市長又は町長が、当該市町の条例の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告し、及び違反の事実等を公表することができる旨規定していること。

第 3 章 雑則

(公表)

第 34 条 条例第 36 条第 2 項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 36 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
- (2) 対象事業等の概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(身分証明書の様式)

第 35 条 条例第 38 条第 2 項に規定する証明書の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第 36 条 次の各号に掲げる図書の提出部数は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、増加し、又は減ずることができる。

- (1) 配慮書等 50 部
- (2) 概要書等 50 部
- (3) 準備書等 80 部
- (4) 評価書等 60 部

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 8 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第 2 項に規定する規則で定める行為は、別表第 3 の左欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為（都市計画対象事業等にあつては、都市計画法第 17 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定による当該都市計画対象事業等に係る都市計画の案の縦覧）とする。
- 3 条例附則第 3 項に規定する規則で定める手続は、次の各号に規定する手続とし、対象事業等について当該手続が開始されている場合において、当該対象事業等を実施しようとする事業者が当該手続を行うときは、当該対象事業等については、当該各号に規定する条例の規定は、適用しない。
 - (1) 開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱(昭和 54 年兵庫県告示第 479 号の 3) 第 3 条及び第 4 条（同要綱第 25 条の規定によりこれらの規定に準じて行う場合及び同要綱第 26 条の規定による知事の指導又は助言に基づき行う場合を含む。）の規定による手続条例第 3 章第 1 節及び第 13 条
 - (2) 開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱第 5 条から第 14 条まで（同要綱第 25 条の規定によりこれらの規定に準じて行う場合及び同要綱第 26 条の規定による知事の指導又は助言に基づき行う場合を含む。）の規定による手続 条例第 3 章（条例第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 30 条第 1 項から第 3 項までを除く。）、第 36 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 41 条並びに第 42 条
 - (3) ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱（平成 3 年兵庫県告示第 1422 号）第 3 条から第 7 条までの規定による手続 条例第 3 章第 1 節及び第 13 条
 - (4) ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱第 8 条及び第 9 条において準用する開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱第 6 条から第 14 条までの規定による手続 条例第 3 章（条例第 29 条第 1 項及び第 2 項並びに第 30 条第 1 項から第 3 項までを除く。）、第 36 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 41 条並びに第 42 条

附 則（平成 10 年 1 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 56 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日規則第 60 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日規則第 71 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 23 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正後の環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 8 の項又は別表第 2 の 4 の 2 の項に規定する風力発電所の新設又は増設（以下「風力発電所の新設等」という。）について、環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 章第 1 節及び第 13 条の規定による手続に相当する手続として知事が別に定める手続（以下「概要書等相当手続」という。）が開始されている場合において、当該風力発電所の新設等を実施しようとする者が引き続き当該概要書等相当手続を行うときは、当該風力発電所の新設等については、条例第 3 章第 1 節及び第 13 条の規定による手続が行われているものとみなす。

3 この規則の施行の際現に風力発電所の新設等について、条例第 3 章第 2 節（第 13 条を除く。）及び第 3 節の規定による手続に相当する手続として知事が別に定める手続（以下「準備書等相当手続」という。）が開始されている場合において、当該風力発電所の新設等を実施しようとする者が引き続き当該準備書等相当手続を行うときは、当該風力発電所の新設等については、条例第 3 章第 1 節から第 3 節までの規定による手続が行われているものとみなす。

附 則（平成 19 年 11 月 27 日規則第 73 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 22 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日規則第 39 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし別表第 3 の 1 の項行為の欄(3)及び同表 2 の項行為の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

開発整備事業の区分	対 象 事 業
1 道路の建設	<p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設</p> <p>(2) 高速自動車国道の改築であって、当該改築により当該高速自動車国道の車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（同条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。）をいう。以下同じ。）の数が増加することとなるもの</p> <p>(3) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路（以下「自動車専用道路」という。）のうち、車線の数が4以上であるものの新設</p> <p>(4) 自動車専用道路の改築であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 自動車専用道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の車線の数が増加することとなるもの</p> <p>イ 自動車専用道路（車線の数が4未満であるものに限る。）の車線の数が4以上増加することとなるもの</p> <p>(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（高速自動車国道又は自動車専用道路に該当するものを除く。以下「その他の道路」という。）のうち、車線の数が4以上であるものの新設であって、当該新設に係る部分の長さが10キロメートル以上であるもの</p>
2 下水道終末処理場の建設	<p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）のうち、計画処理人口が100,000人以上であるものの設置</p> <p>(2) 終末処理場の改築であって、当該改築により当該終末処理場の計画処理人口が100,000人以上増加することとなるもの</p>
3 ダム又は堰 ^{せき} の建設	<p>(1) 河川の流水を貯留し、又は取水するためのダム（基礎地盤から堤項までの高さが15メートル以上であるものに限る。以下「ダム」という。）のうち、湛^{たん}水区域（通常貯留される流水の最高水位における水平面が土地に接する線によって囲まれる区域をいう。以下同じ。）の面積が100ヘクタール以上であるものの新築</p> <p>(2) 堰^{せき}（湛^{たん}水区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）の新築</p> <p>(3) 堰^{せき}の改築であって、当該改築により当該堰^{せき}の湛^{たん}水区域の面積が100ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
4 廃棄物処理施設の建設	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）のうち、処理能力が1日当たり450トン以上で</p>

	<p>あるものの新設</p> <p>(2) ごみ焼却施設の増設であって、当該増設により当該ごみ焼却施設の処理能力が1日当たり450トン以上増加することとなるもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）のうち、処理能力が1日当たり150キロリットル以上であるものの新設</p> <p>(4) し尿処理施設の増設であって、当該増設により当該し尿処理施設の処理能力が1日当たり150キロリットル以上増加することとなるもの</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる産業廃棄物の処理施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）のうち、処理能力が1日当たり450トン以上であるものの新設</p> <p>(6) 産業廃棄物焼却施設の増設であって、当該増設により当該産業廃棄物焼却施設の処理能力が1日当たり450トン以上増加することとなるもの</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）のうち、面積が15ヘクタール以上であるものの新設</p> <p>(8) 最終処分場の増設であって、当該増設により面積が15ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
<p>5 畜産施設の建設</p>	<p>(1) 豚房施設（豚房の面積が7,500平方メートル以上であるものに限る。）の新設</p> <p>(2) 豚房施設の増設であって、当該増設により当該豚房施設の豚房の面積が7,500平方メートル以上増加することとなるもの</p> <p>(3) 牛房施設（牛房の面積が23,500平方メートル以上であるものに限る。）の新設</p> <p>(4) 牛房施設の増設であって、当該増設により当該牛房施設の牛房の面積が23,500平方メートル以上増加することとなるもの</p> <p>(5) 鶏舎その他の鶏の飼養施設（以下「鶏舎等」という。）のうち、鶏の飼養の用に供する部分の面積が33,000平方メートル以上であるものの新設</p> <p>(6) 鶏舎等の増設であって、当該増設により当該鶏舎等の鶏の飼養の用に供する部分の面積が33,000平方メートル以上増加することとなるもの</p>
<p>6 飛行場の建設</p>	<p>(1) 飛行場（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項に規定する陸上空港等又は陸上ヘリポートをいう。以下同じ。）のうち、滑走路の長さが2,500メートル以上であるものの新設</p>

	<p>(2) 飛行場の改良であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 滑走路（長さが 2,500 メートル以上であるものに限る。）の新設</p> <p>イ 滑走路の延長であって、当該延長に係る部分の長さが 500 メートル以上であるもの（当該延長後の滑走路の長さが 2,500 メートル以上となるものに限る。）</p>
<p>7 工場又は事業場の建設</p>	<p>(1) 製造業、ガス業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場（以下「工場等」という。）のうち、次に掲げるものの新設</p> <p>ア 新設に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 使用燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 15 キロリットル以上であるもの</p> <p>ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の量が 1 日当たり 10,000 立方メートル（専ら冷却、減圧等その用途に供されることにより水の汚濁負荷量が増加しないと認められる用途に係る排出水（以下「冷却排出水等」という。）にあつては、300,000 立方メートル）以上であるもの</p> <p>(2) 工場等の増設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 当該増設に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ 当該工場等の使用燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 15 キロリットル以上増加することとなるもの</p> <p>ウ 当該工場等の排出水の量が 1 日当たり 10,000 立方メートル（冷却排出水等にあつては、300,000 立方メートル）以上増加することとなるもの</p>
<p>8 発電所の建設</p>	<p>(1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物（アからウまでに掲げるものにあつては、同項第 10 号に規定する電気事業者又は同項第 12 号に規定する卸供給事業者が発電の用に供するために設置するものに限る。以下「電気工作物」という。）のうち、次に掲げるものの新設</p> <p>ア 水力発電所（出力が 30,000 キロワット以上であるものに限る。）</p> <p>イ 火力発電所（出力が 75,000 キロワット（地熱を熱源とするものにあつては、10,000 キロワット）以上であるものに限る。）</p> <p>ウ 原子力発電所</p> <p>エ 風力発電所（出力が 1,500 キロワット以上であるものに限る。）</p> <p>(2) 電気工作物の増設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 水力発電所の増設であつて、当該増設により当該水力発電所の出力が 30,000 キロワット以上増加することとなるもの</p> <p>イ 火力発電所の増設であつて、当該増設により当該火力発電所の出力が 75,000 キロワット（地熱を熱源とするものにあつては、</p>

	<p>10,000 キロワット) 以上増加することとなるもの</p> <p>ウ 原子力発電所の増設であって、当該増設により当該原子力発電所の出力が増加することとなるもの</p> <p>エ 風力発電所の増設であって、当該増設により当該風力発電所の出力が 1,500 キロワット以上増加することとなるもの</p>
9 レクリエーション施設の建設	<p>(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）の新設であって、当該新設に係る土地の形質変更を行う区域（以下「形質変更区域」という。）の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市公園の増設であって、当該増設に係る土地の形質変更区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設（都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する工作物に該当するものに限る。以下「運動・レジャー施設」という。）の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(4) 運動・レジャー施設の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(5) ゴルフ場の新設であって、当該新設に係る土地の形質変更区域の面積が 20 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(6) ゴルフ場の増設であって、当該増設に係る土地の形質変更区域の面積が 20 ヘクタール以上であるもの</p>
10 公有水面の埋立て	<p>公有水面埋立法施行令（大正 11 年勅令第 194 号）第 32 条の 2 に規定する埋立て</p>
11 工業団地の造成	<p>工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する工業団地（以下「工業団地」という。）の造成であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 当該造成に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 当該造成後に新設が予定されている工場等の使用燃料の量を重油の量に換算したものの合計が 1 時間当たり 15 キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) 当該造成後に新設が予定されている工場等の排出水の量の合計が 1 日当たり 10,000 立方メートル（冷却排水等にあつては、300,000 立方メートル）以上であるもの</p>
12 住宅団地の造成	<p>2 以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成であって、当該造成に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの</p>

13 流通業務団地の造成	都市計画法第 11 条第 1 項第 10 号に規定する流通業務団地(以下「流通業務団地」という。)の造成であって、当該造成に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの
14 鉄道又は軌道の建設	<p>(1) 全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 2 条に規定する新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）の建設</p> <p>(2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設（以下「鉄道施設」という。）のうち、新幹線鉄道に係るものの改良であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 本線路の増設（1 の停車場に係るものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 本線路の地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。以下「本線路の移設」という。）</p> <p>(3) 鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道及び新幹線鉄道を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設であって、当該建設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p> <p>(4) 鉄道施設（普通鉄道に係るものに限る。）の改良であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 本線路の増設であって、当該増設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p> <p>イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p> <p>(5) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条に規定する軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「軌道」という。）の建設であって、当該建設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p> <p>(6) 軌道の改良であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 本線路の増設であって、当該増設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p> <p>イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが 10 キロメートル以上であるもの</p>
15 土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取又は鉱物の採掘（以下「土石の採取等」という。）であって、当該土石の採取等に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの
16 複合開発整備事業	工場等の新設又は増設（7 の項に掲げるものを除く。）、運動・レジャー施設の新設又は増設（9 の項(3)又は(4)に掲げるものを除く。）、工業団地の造成（11 の項に掲げるものを除く。）、住宅団地の造成（12 の項に掲げるものを除く。）及び流通業務団地の造成（13 の項に掲げるものを除く。）のうちいずれか 2 以上のものを併せて実施する開発整備事業であって、当該開発整備事業に係る土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上であるもの

別表第2（第3条関係）

開発整備事業の区分	特別地域対象事業
1 道路の建設	<p>(1) 自動車専用道路（車線の数が2以上であるものに限る。）の新設（条例別表第2 5に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）及び同表6に掲げる農用地区域（以下「農用地区域」という。）以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該新設に係る部分の長さが10キロメートル以上であるもの</p> <p>(2) その他の道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の新設（市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該新設に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) その他の道路（車線の数が2以上4未満あるものに限る。）の新設（市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該新設に係る部分の長さが10キロメートル以上であるもの</p>
2 ダム又は堰 ^{せき} の建設	<p>(1) ダム（湛^{たん}水区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）の新築</p> <p>(2) 堰（湛^{せき}水区域^{たん}の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）の新築</p> <p>(3) 堰の改築であって、当該改築により当該^{せき}堰^{たん}の湛^{せき}水区域^{たん}の面積が50ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
3 飛行場の建設	<p>(1) 飛行場の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 飛行場の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
4 工場又は事業場の建設	<p>(1) 工場等の新設（特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該新設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 工場等の増設（特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該増設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
4の2 発電所の建設	<p>(1) 出力が500キロワット以上である風力発電所の新設</p> <p>(2) 風力発電所の増設であって、当該増設により当該風力発電所の出力が500キロワット以上増加することとなるもの</p>
5 レクリエーション施設の建設	<p>(1) 都市公園の新設（特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該新設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市公園の増設（特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域</p>

	<p>で実施するものに限る。) であって、当該増設に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 運動・レジャー施設の新設 (特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該新設に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p> <p>(4) 運動・レジャー施設の増設 (特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該増設に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p>
6 工業団地の造成	<p>工業団地の造成 (特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該造成に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p>
7 住宅団地の造成	<p>住宅団地の造成 (特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該造成に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p>
8 流通業務団地の造成	<p>流通業務団地の造成 (特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該造成に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p>
9 鉄道又は軌道の建設	<p>(1) 普通鉄道の建設 (市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該建設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p> <p>(2) 鉄道施設 (普通鉄道に係るものに限る。) の改良 (市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 本線路の増設であって、当該増設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p> <p>イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 軌道の建設 (市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、当該建設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p> <p>(4) 軌道の改良 (市街化調整区域及び農用地区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。) であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 本線路の増設であって、当該増設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p> <p>イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上であるもの</p>
10 土石の採取又は鉱物の採掘	<p>土石の採取等であって、当該土石の採取等に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの</p>

11 複合開発整備事業	工場等の新設又は増設（４の項に掲げるものを除く。）、運動・レジャー施設の新設又は増設（５の項(3)又は(4)に掲げるものを除く。）、工業団地の造成（６の項に掲げるものを除く。）、住宅団地の造成（７の項に掲げるものを除く。）及び流通業務団地の造成（８の項に掲げるものを除く。）のうちいずれか２以上のものを併せて実施する開発整備事業（特定市街化調整区域以外の特別地域を含む地域で実施するものに限る。）であって、当該開発整備事業に係る土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるもの
-------------	---

別表第3（第9条、附則第2項関係）

開発整備事業の区分	行 為
1 道路の建設	<p>(1) 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更</p> <p>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条第1項の規定による免許の申請</p> <p>(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第6項の規定による許可の申請、同法第10条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請、同法第18条第1項の規定による条例の制定又は同条第3項の規定による届出</p> <p>(4) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項又は第3項の規定による整備計画の策定</p> <p>(5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定による認定の申請</p> <p>(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の申請</p>
2 下水道終末処理場の建設	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>
3 ダム又は堰 ^{せき} の建設	<p>(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の規定による許可の申請、同法第79条第1項の規定による認可の申請又は同条第2項の規定による協議（同項第2号に係るものに限る。）</p> <p>(2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項の規定による基本計画の作成</p> <p>(3) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定による事業実施計画の作成</p>
4 廃棄物処理施設の建設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請</p>
5 畜産施設の建設	<p>(1) 水質汚濁防止法第5条第1項又は第7条の規定による届出</p> <p>(2) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項又は第8条第1項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知</p>

	(4) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請
6 飛行場の建設	(1) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 38 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 55 条の 2 第 3 項において準用する第 38 条第 3 項の規定による告示 (2) 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）第 19 条の規定による告示
7 工場又は事業場の建設	(1) 工場立地法第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による届出 (2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 6 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による届出、同法第 18 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出又は同法第 18 条の 6 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出 (3) 水質汚濁防止法第 5 条第 1 項又は第 7 条の規定による届出 (4) 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可の申請 (5) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知 (6) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請 (7) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議
8 発電所の建設	(1) 電気事業法第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可の申請又は同法第 48 条第 1 項の規定による届出 (2) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知 (3) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請 (4) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 11 条の規定による協議
9 レクリエーション施設の建設	(1) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知 (2) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請 (3) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議
10 公有水面の埋立て	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定による免許の出願
11 工業団地の造成	(1) 工場立地法第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による届出 (2) 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法

	<p>第 11 条の規定による協議</p> <p>(3) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(4) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議</p>
12 住宅団地の造成	<p>(1) 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 11 条の規定による協議</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）第 28 条の規定による意見の聴取</p> <p>(3) 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 14 条第 6 項の規定による意見の聴取</p> <p>(4) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(5) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議</p>
13 流通業務団地の造成	<p>(1) 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 11 条の規定による協議</p> <p>(2) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議</p>
14 鉄道又は軌道の建設	<p>(1) 全国新幹線鉄道整備法第 9 条第 1 項又は附則第 11 項の規定による認可の申請</p> <p>(2) 鉄道事業法第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の規定による認可の申請又は同法第 12 条第 1 項若しくは同条第 4 項において準用する第 9 条第 1 項の規定による認可の申請</p> <p>(3) 軌道法第 5 条第 1 項又は軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）第 6 条第 1 項の規定による認可の申請</p>
15 土石の採取又は鉱物の採掘	<p>(1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定による認可の申請</p> <p>(2) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定による認可の申請</p> <p>(3) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(4) 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 109 条第 1 項の規定による届出</p>
16 複合開発整備事業	<p>(1) 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知</p> <p>(2) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 工場立地法第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による届出</p> <p>(4) 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は同法第 11 条の規定による協議</p>

	<p>(5) 地方住宅供給公社法第 28 条の規定による意見の聴取</p> <p>(6) 大気汚染防止法第 6 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による届出、同法第 18 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出又は同法第 18 条の 6 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出</p> <p>(7) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議</p> <p>(8) 水質汚濁防止法第 5 条第 1 項又は第 7 条の規定による届出</p> <p>(9) 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可の申請</p> <p>(10) 独立行政法人都市再生機構法第 14 条第 6 項の規定による意見の聴取</p>
--	--